

=====
慶弔見舞金規程
=====

コンピュータ・レスキュー株式会社

(目的)

第1条 本規程は、コンピュータ・レスキュー株式会社 就業規則第58条に基づき、従業員(臨時従業員を除く)に対する慶弔見舞金の支給について定めるものである。

(受給手続)

第2条 慶弔見舞金の支給を受けようとする場合、支給対象になる事項の発生について、当該従業員が担当上司を経て会社へ届出なければならない。

- 2 会社は、当該従業員へ届出事項に関する証明書類の提出を求めることができる。
- 3 当該従業員が第2項の手続をやむを得ない事由により行なえない場合は、その担当上司が当該従業員に代わって行なうものとする。
- 4 規程事項で定めている諸手続などに不備がある従業員に関しては、規程による支給を行わない場合がある。

(結婚祝金)

第3条 従業員が結婚する際、祝金として 10万円を支給する。

- 2 当事者がいずれも従業員である場合は、双方に祝金を支給する。

(本人死亡による香典)

第4条 従業員が死亡した場合、次の香典を支給する。

区 分	業務上死亡	私傷病死亡
部長以上	80,000円	50,000円
課長・係長	50,000円	30,000円
上記以外	30,000円	20,000円

- 2 香典のほかに、花輪または生花を贈る。

(家族死亡による香典)

第5条 従業員の家族が死亡した場合、次の香典を支給する。

父母・配偶者・子 3万円
兄弟姉妹・義父母 1万円

- 2 父母・配偶者・子の死亡の場合は、第1項の香典のほかに花輪または生花を贈る。

- 3 前の項目に規定する家族の範囲は、次のとおりとする。

父母:実父母・養父母

子:実子・養子

兄弟姉妹:従業員本人の血族者に限る。

(災害見舞金)

第6条 従業員の居住する家屋が火災・風災などにより被害を受けた場合は、被害の程度に応じて次の見舞金を支給するものとする。

世帯主の床上浸水 3万円

世帯主の半焼・半壊 5万円

世帯主の全焼・全壊・全流失 10万円

非世帯主には上記の半額を支給

(その他)

第7条 この規程に定めのないものに関しては、該当者の担当上司の申請を総務部が審査し、社長の決裁を得て実施するものとする

附 則

本規程は、平成 17年 4月 1日から施行する。